専決処分を報告し、承認を求めることについて (中間市市税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月20日提出

中間市長 福田 浩

# 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、中間市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

中間市長 福田



中間市市税条例(昭和45年中間市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦 課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「前項の規定によって」を「同項の規定により」に、「方法によって」を「方法により」に改め、同条第3項及び第5項中「によって」を「により」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「、当該年度」を「当該年度」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「支払い」を「支払」に、「特別徴収税額の」を「特別徴収税額を」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「、当該納税者」を「当該納税者」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみ

なして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該 市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入すること を委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「年7.3パーセント」を「、年7.3パーセント」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路 運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特 定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は 第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」 を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第

1号二」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第25項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。27 法附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則 第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋 について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項 に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法 人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
  - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - (4) 当該工事が完了した年月日
  - (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用 を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条 の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
  - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
  - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋 の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地 納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
  - (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて 定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等 (以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出に ついては、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務 者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地 に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とす る。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日 から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令 和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、 同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第 3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定 するガソリン軽自動車 (以下この項及び次項において 「ガソリン軽自動車」 という。)」 に 改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、 「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両 番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア (イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるの は「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附 則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別 割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を 「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」 を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900 円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同条第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、「各年度分の」の次に「個人の」を加える。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(この条例による改正 後の中間市市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分を 除く。) 令和5年7月1日
  - (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日

- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の中間市市税条例の規定中個人の市民税 に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年 度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき中間市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「サース取引」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第82条第1号工及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の 年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別 割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日 以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割につ いて適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環 境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

改正後

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 (略)

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 (略)

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支 払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事 項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前 年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由 して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施 改正前

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 (略)

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 (略) 行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の 規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前 項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出すること ができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者

が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

- 第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又 は第53条の5の規定<u>により</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、 普通徴収の方法により徴収する。
- 2 (略)
- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、 当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の 合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する 場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金 額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条 の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法に より徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除し て得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。

が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定<u>によって</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。

2 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、 当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項 又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別 徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税 額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規 定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額と する。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除

以下この条において「給与所得者」という。)である場合<u>には</u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額<u>(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)</u>の合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。

(1) • (2) (略)

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

### 4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年 度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

#### (1) • (2) (略)

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る 所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後におい て、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の 全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない と認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得 以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により 徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを 得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収によ り徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収す るものとする。

## 4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年 度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた 場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定<u>により</u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動<u>により</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>により</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によ

場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の

り徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式<u>若しくは第5号の15の2様式</u>又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が<u>当該納税者</u>から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金に

方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>によって</u>納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払いを受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額の特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が、当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法<u>第17条の2の規定によって</u>当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

より当該納税者の未納に係る徴収金<u>を納付し、又は納入することを</u> 委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

- 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年 の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日 において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金 給付をいう。以下この節において同じ。) の支払を受けている年齢 65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難で あると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節に おいて「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当 該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び 均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下 この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者 に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下こ の条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以 下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当 該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に 支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特 別徴収の方法により徴収する。
  - (1) (略)
  - (2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には当該年度 において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認め られる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のう

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年 の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日 において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金 給付をいう。以下この節において同じ。) の支払を受けている年齢 65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難 であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節 において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合におい ては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得 割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44 条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合におい ては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47 条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節にお いて「年金所得に係る特別徴収税額」という。) を当該年度の初日 の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老 齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法 によって徴収する。

## (1) (略)

- (2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には当該年 度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認 められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のう

ち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に 係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税 額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からそ の日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴 収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を 法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含 む。)の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなっ た金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>徴収されない こととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場 合<u>には</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の 納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものと する。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別 徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法により</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額 又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者 から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に

ち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に 係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税 額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からそ の日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴 収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を 法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含 む。)の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととな った金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によって</u>徴収され ないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期があ る場合<u>においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来 する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別 徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6 項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村 徴収金関係過誤納金により 当該特別徴収対象年金所得者の未納に係 る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第 1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第 9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同 条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞ れこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっ ては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1 項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる 申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式<u>又は第22号の4の2様</u> 式による納付書により納付しなければならない。

### $2 \sim 4$ (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第 1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第 9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同 条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞ れこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっ ては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1 項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる 申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書<u>によって</u> 納付しなければならない。

 $2 \sim 4$  (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算

して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書 により納付しなければならない。

6~16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納 付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する 期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式によ る納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項 又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る 不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納 期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4 項第1号において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に 応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限 の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセ ント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して 納付しなければならない。

3 • 4 (略)

(種別割の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率 は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距

して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければな らない。

 $6 \sim 16$  (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する 期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しな ければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、 第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割 に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限と し、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とす る。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間 の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当 該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加 算して納付しなければならない。

3 • 4 (略)

(種別割の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率 は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距

を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5 メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3.700円

(2) • (3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

 $2 \sim 4$  (略)

を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5 メートル以下であるもの<u>及び側面</u>が構造上開放されている車室 を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除 く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力 が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) • (3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

 $2 \sim 4$  (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同

じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 • 3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>又は第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 法<u>附則第15条第14項</u>に規定する条例で定める割合は5分の3(都 市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する 特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第14項</u>に規定する 条例で定める割合は2分の1)とする。
- 4 法<u>附則第15条第21項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法<u>附則第15条第22項第1号</u>に規定する条例で定める割合は3分の 2とする。
- 6 法<u>附則第15条第22項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の

じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>、第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第15項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1)とする。
- 4 法<u>附則第15条第22項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する条例で定める割合は3分の 2とする。
- 6 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の

- 1とする。
- 7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は2分の 1とする。
- 8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は3分の 2とする。
- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は2分の 1とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は4分の3とする。
- 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は2分の1とする。
- 18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定 19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定

- 1とする。
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は2分の 1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は3分の 2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は2分の 1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は4分の3とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は4分の3とする。
- する条例で定める割合は2分の1とする。
- する条例で定める割合は2分の1とする。

する条例で定める割合は2分の1とする。

- 20 法<u>附則第15条第28項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 24 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は3分の1とする。
- 25 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

26 (略)

27 <u>法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</u>

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 11$  (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければなら

する条例で定める割合は2分の1とする。

- 20 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 24 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合は3分の1とする。
- 25 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

26 (略)

27 法附則第64条に規定する条例で定める割合は零とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 11$  (略)

### ない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名 又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出 する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

- (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

<u>14</u> (略)

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

- (5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

13 (略)

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 (略)

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年</u>度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

#### 3 • 4 (略)

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 (略)

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年</u>度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 • 4 (略)

<u>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u>

- 第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名 又は名称) 並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 • 4 (略)

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 (略)

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年</u>度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 • 4 (略)

号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者で ある場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3 項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和 2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項 において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349 条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
  - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は 名称)
  - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する 被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並び にその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各 特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分 の割合
- (5) <u>法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いら</u>れる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

<u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u> :15条の2 法第451条第1項第1号(

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

<u>第15条の2の2</u> (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2 (略)

### 2 · 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する 当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を 受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分 の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分 の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4</u>年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受

2 · 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条 の4 (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用について は、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これら の規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する 当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から<u>第8項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を 受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分 の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分 の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2</u> 年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の 左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

#### (略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5, 400円
第2号ア (ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車 のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5, 200円
	10,800円	8, 100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自

- 3 法<u>附則第30条第3項</u>の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。
- 4 法<u>附則第30条第4項</u>の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた 日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) <u>a中「6,900円」とあるのは「5,200円」</u>とする。

動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法<u>附則第30条第7項</u>の規定の適用を受ける<u>三輪以上のガソリン軽自動車</u>(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、<u>第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>
- 8 法<u>附則第30条第8項</u>の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分の</u>軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</u>とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

#### 2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種 別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算 した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

## (1) • (2) (略)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第8項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

#### 2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

 $(1) \cdot (2)$  (略)

- 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の<u>個人</u> <u>の</u>市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第 5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下 この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定 する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の 所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確 定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
- 3 (略)

- 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の市民 税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲 渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が 確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に 規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項 において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲 渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割 について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の 2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良 住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
- 3 (略)